平成２５年（フ）第１１３号
北海道石狩市八幡町高岡27番９　特別養護老人ホーム石狩希久の園、住民票上の住所北海道石狩市花畔354番地80
債務者　佐々木芳伸
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１４号
札幌市中央区宮の森１条15丁目４番35号　クイーンパレス宮の森302号
債務者　阿部　孝子
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３６号
札幌市西区発寒11条４丁目11番８号　ローブデコルテ101号
債務者　佐々木しのぶ（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５３号
札幌市北区新琴似１条７丁目５番５号
債務者　久住　明子
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２０号
札幌市白石区菊水７条３丁目６番17号　フレスノパーク菊水406号
債務者　中津　　満
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２７１号
北海道石狩郡当別町獅子内2352番地23
債務者　石村清太郎
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３４４号
札幌市中央区南２条西26丁目１番１―206号
債務者　松本　穂子
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８号
京都府与謝郡与謝野町字石川873番地５はっとりハイツ101号
債務者　宮本　嘉雄
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第４２号
高知市桟橋通３丁目１番24号　アーバンハイツ徳平303号
債務者　公文　志乃
1　決定年月日時　平成25年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２１号
釧路市愛国東４丁目11番３号　静ハイツ２―102号室
債務者　安田　真美（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月９日午前10時45分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第２８号
釧路市大楽毛南５丁目１番27号
債務者　中尾　和彦
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月９日午前10時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１３８号
東京都立川市富士見町４丁目17番14号第２グランドール．オギノ103
債務者　岩本　悦男
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２４４６号
横浜市緑区十日市場町874番地17　グリーンリーフ103号
債務者　菅谷　　怜
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６４号
神奈川県鎌倉市植木285番地　関根ハイツ102号
債務者　菅原　市男
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１２号
神奈川県大和市中央４丁目14番２号　シティコープ大和205号
債務者　雨宮　明美（旧姓山形）
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２４４号
横浜市港南区港南台３丁目４番35号　第一松田ビル301
債務者　菅原　　亨
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部